

インフレスライド条項（工事請負契約約款第26条第6項）

事務手続フロー【増額変更の場合】

【受注者→発注者】

請負代金額の変更請求

インフレスライド（様式1-1）

- ・ 変更請求概算額等の算定資料の添付

7日
以内

【発注者→受注者】

スライド額協議開始日の通知

インフレスライド（様式2）

基準日

- ・ 変更請求日を基本とする。請求日によりがたい場合は、請求日から14日以内で発注者が受注者に意見を聞いて定める。

【発注者→受注者】

スライド額協議開始

インフレスライド（様式3-1）又は（様式3-2）、承諾書

- ・ 残工事を算定し、スライド額の算定を行う

14日
以内

スライド額確定

スライド変更契約

工期末

1
4
日
以
内

2
ヶ
月
以
上